府令

○内閣府令第六十六号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十三条の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第一条　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第八条の十三第一項第八号を次のように改める。

八　その他の事項

第八条の十三の二第一項に次の一号を加える。

三　その他の事項

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第二条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条の八第十号を次のように改める。

十　その他の事項

附　則

この府令は、平成二十九年一月一日から施行する。

省令

○文部科学省令第三十五号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十七日

文部科学大臣　松野　博一

大学設置基準の一部を改正する省令

第三十九条第一項の表中「附属病院」の下に「（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七十条第一項に規定する参加法人が開設する病院（医学又は歯学に関する学部の教育研究に必要な病院の機能が確保される場合として文部科学大臣が別に定める場合に限る。）を含む。）」を加える。

附　則

この省令は、平成二十九年四月二日から施行する。

○厚生労働省令第百八十三号

地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の一部の施行に伴い、並びに介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二十二条の二の二第六項及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十二条の二の二第六項の規定に基づき、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令

（介護保険法施行規則の一部改正）

第一条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第八十三条の二の二中「配当所得の金額」を「配当所得等の金額」に、「附則第三十五条の二第六項に規定する株式等」を「附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等」に改め、「譲渡所得等の金額」の下に「、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を、「雑所得等の金額」の下に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額及び同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正）

第二条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を次のように改正する。

第八十三条の二の二中「配当所得の金額」を「配当所得等の金額」に、「附則第三十五条の二第六項に規定する株式等」を「附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等」に改め、「譲渡所得等の金額」の下に「、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

（介護保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2　第一条の規定による改正後の介護保険法施行規則第八十三条の二の二の規定は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十三条に規定する居宅サービス等のあった月が平成二十九年八月以後の場合における介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二十二条の二の二第六項に規定する収入の額について適用し、当該居宅サービス等のあった月が同年七月以前の場合における当該額については、なお従前の例による。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

3　第二条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則第八十三条の二の二の規定は、同法附則第百三十二条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法第二十三条に規定する居宅サービス等のあった月が平成二十九年八月以後の場合における健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十二条の二の二第六項に規定する収入の額について適用し、当該居宅サービス等のあった月が同年七月以前の場合における当該額については、なお従前の例による。